平成２２年（フ）第４５６号
和歌山県海南市七山772番地２　七山団地第562号
債務者　井本　理雄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５８号
和歌山市松江北２丁目２番５―705号　市営住宅ラブリー松江
債務者　末原　庄治
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６４号
和歌山市本脇523番地の39
債務者　末吉　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６５号
和歌山市本脇523番地の39
債務者　末吉　広子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲899番地１
債務者　大西　良知
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４９号
香川県三豊市高瀬町比地中1854前田住宅Ａ―201
債務者　詫間　聖子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２０７６号
愛知県常滑市字広内26番地の１　レオパレス広内208号
債務者　田原　幸子（旧姓濵口）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県丹波市氷上町成松500番地７　県営住宅成松団地２―304号
債務者　由良　愛子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
広島県世羅郡世羅町大字小国4524番地４　小国住宅１―２号
債務者　年宗　　博
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１９６号
北海道苫小牧市春日町２丁目14番９号　林マンション２階右
債務者　茂野　幸恵（旧姓南波・間山）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８２号
福島県双葉郡大熊町大字小入野字東平800番地の６
債務者　山田　和枝
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０１号
茨城県つくば市上広岡575番地５
債務者　中根　一男
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２０号
茨城県稲敷郡美浦村大字花見塚654番地９
債務者　山本　靖美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３４号
茨城県石岡市石岡13978番地３　サンライフ西垣へ号
債務者　酒井　京子（旧姓椎名・若木）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５０号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野１丁目15番地３
債務者　鈴村　雄大
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５１号
茨城県土浦市荒川沖東１丁目７番８号
債務者　藤代　和浩
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７０号
千葉県勝浦市浜勝浦69番地
債務者　久我明日香
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係